

## 生活文化局の沿革

昭和51年8月1日、当時の広報室、都民室を広報広聴部門、総務局及び民生局の一部を婦人青少年対策部門、物価局を消費者行政部門とし、これに企画部門を加えて都民生活局が発足した。この都民生活局は、都の総合窓口機能の役割を果たし、かつ、都民の日常生活と深いかわりのある施策を一体的に推進するために設置されたものである。

その後、都市化の進展に伴い、「人間性豊かな生き生きと暮らせるふるさと東京」を実現するための施策の強化が、都民ニーズに基づく新たな都政の重要課題として明らかにされてきた。

このような新たな行政課題にこたえるために、昭和55年12月1日、従来の都民生活局を中心に局組織を編成して発足したのが生活文化局である。具体的には、当時の総務局の一部を新たに国際交流部門等、公害局の一部を交通安全対策部門として位置つけたほか、資源エネルギー部門、コミュニティ文化部門を新設した。

昭和59年12月1日には、組織の効率的運営を図る観点から、局の再編整備を行い、昭和60年1月1日、局機能の一部である広報広聴部門を情報連絡室へ移管した。また、平成2年8月1日には、21世紀に向けての社会的課題（技術革新、情報化、国際化等）に対応した新組織とするため、国際交流部を組織改正し国際部とするとともに、消費者行政部門を大幅に見直し、組織の整備を図った。さらに、平成4年7月1日には、青少年行政の今日的課題に対処するため、女性青少年部の組織の再編整備を行った。

平成9年4月1日には、消費生活関連施策を総合的・一元的に推進し、効率的な執行体制の確立を図るとともに、消費者センターの広域的・専門的機能を充実させ、消費者行政の一層の推進を図るため、消費者部と価格流通部の統合を行い、消費者センター及び4支所を再編し、新たに消費生活総合センターを設置した。また、平成12年7月1日には、交通・通信手段の発達等の時代状況の変化を踏まえ、ニューヨーク事務所及びパリ事務所を廃止した。

新たな世紀を目前とし、東京は経済活動の低迷や都市としての魅力の喪失等、危機的状況に直面した。このような状況を打開し、東京を21世紀の日本の首都にふさわしい都市として再生させるため、都はより効率的な執行体制の整備に着手した。生活文化局においては、平成13年4月1日、政策報道室から広報・広聴部門を、総務局から私学振興及び公益・宗教法人の許可等の部門を統合するとともに全部門を再編成した。さらに、財団法人に委託していた東京ウィメンズプラザの運営を都が直接行うこととして、都民の幅広い活動を支援する施策を担う局として体制を整えた。

平成14年4月1日には、文化施策の充実・強化を図るため、文化施設4館（東京文化会館、東京芸術劇場、東京都美術館、東京都現代美術館）及び文化振興事業を教育庁から移管するとともに、文化振興部門の再編を行った。消費生活部門においては、社会経済環境の変化に対応した消費者行政を展開するため、消費生活部及び消費生活総合センターの組織を再編整備した。また、東京ウィメンズプラザを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定める配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として指定した。

平成15年4月1日には、より効果的な広報活動を行うとともに、都民からの要望等の受付を一

元的に集約することで都民サービスの向上を図るため、広報・広聴部門を再編整備した。

平成16年度、都は、社会経済状況の変化に合わせて、都政の主要課題に対応した政策を実現するため、組織体制の整備を行った。生活文化局においては、4月1日に、幅広く都民生活の支援を行い、都民サービスの向上を図るため、都民協働部を都民生活部へ再編し、また、交通安全対策や渋滞対策などの都民の安全対策を、より効果的に推進していくため、総務部に都民安全対策室を設置した。これにより、都民の生活を守り、支援する事業を効果的に実施していく体制が整備された。

平成17年8月1日には、都は、青少年育成及び治安対策に係る事業を一体的、総合的に推進するため、新たに局相当の組織として青少年・治安対策本部を設置した。このことに伴い、生活文化局では、所管している青少年対策部門及び交通安全・渋滞対策部門を新組織に移管した。

平成18年4月1日には、財団法人東京都交響楽団を教育庁から移管し、文化施策を統一的に推進することとした。

平成19年4月1日には、東京オリンピック招致や東京国体開催を見据え、スポーツ振興のための執行体制をより一層強化するため、教育庁のスポーツ事業や東京オリンピック招致本部の東京マラソン事業を移管し、スポーツ振興部を新設し、局の名称を「生活文化スポーツ局」に変更した。

平成22年7月16日には、東京オリンピック招致活動のレガシーを今後のスポーツ振興に反映させ、併せて東京国体の開催準備に本格的に対応する観点から、都のスポーツ行政のより総合的な推進を目的に、都はスポーツ振興局を設置した。このことに伴い、生活文化スポーツ局では、所管しているスポーツ振興部を新組織に移管し、局の名称を「生活文化局」に変更した。

平成31年4月1日には、青少年・治安対策本部が組織改編されることに伴い、地域における青少年の健全育成に係る事業が生活文化局に移管された。